

三豊市地域包括支援センター等運営協議会の設置について

- ア (名 称) 三豊市地域包括支援センター等運営協議会
- イ (設置目的) 高齢者が可能な限り地域での生活が継続できるような支援を目指し、地域包括支援センター及び地域密着型サービス事業の公正かつ中立な運営を図ること
- ウ (設置根拠) 三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例
- エ (委員の構成、委員定数、任期)
介護保険の被保険者、学識経験者、保健、福祉又は医療関係団体の代表者又は関係者、市長が必要と認める者で組織する。
委員は、15人以内で組織し、任期は3年とする。
- オ 委員名簿 別添
- カ 会議資料、会議録 別添
- キ その他必要と認めるもの